

尾道市介護予防・日常生活総合事業の新型コロナウイルス感染症に係る報酬請求等の臨時的取扱いについて

(2020年6月サービス提供分より実施)

事項	尾道市
1 通所型サービス及び訪問型サービスを提供する事業所が休業した場合(休業要請・自主休業)	<ul style="list-style-type: none"> ・休業期間(休業開始日から休業終了日まで)を差し引いて、日割り計算する。ただし、休業日に利用計画がなかった場合や、代替え利用などにより、休業の影響を受けなかった場合は日割りしない。【次のシートの①参照】
2 感染予防の観点から、利用者の承諾を得た上で、月途中からサービス提供回数を週2回程度から週1回程度に変更した場合(週2回超程度からの変更も同様)	<ul style="list-style-type: none"> ・支援経過に必要な事項(変更内容や同意等)を記載し、各サービス回数の提供期間に応じて日割り計算する。(計画変更期間の日割り・・・回数を変更した週の利用した日から、元の回数に戻った週の最初に利用した日の前日まで) ・サービス提供加算は、月初めの回数に応じた単位数にする。【次のシートの②参照】
3 感染予防の観点から、利用者の承諾を得た上で、月途中からサービス提供をしなかった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・日割り計算とし、サービスを提供していない期間は請求しない。(請求しない期間・・・サービスを提供しなかった最初の利用予定日から、利用再開日の前日まで)【次のシートの③を参照】
4 感染予防の観点から、利用者側からのキャンセルで、月途中からサービス提供しなかった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者都合のキャンセルは、当該月に1度でも利用していれば、計画の月額包括報酬を算定する。
5 通所型サービス事業所が休業(休業要請・自主休業)期間中に、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、当該事業所の職員が訪問し、サービス計画の内容を踏まえてできる限りのサービスを提供した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づいた報酬を請求。 ・利用者に対して、サービス内容の変更について事前に同意を得ること。 ・サービス提供内容等を記録すること。
6 感染予防の観点から、利用者の希望に応じて、(1)通所型サービス事業所におけるサービス提供と、(2)当該事業所職員による訪問でのサービス提供(計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供)の両方を適時組み合わせる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に計画作成者と協議し、利用者に説明して同意を得ること。 ・計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合は、月額包括報酬を算定する。 ・(1)(2)のサービス提供内容等を記録すること。
7 通所型サービス事業所が、当該事業所職員による訪問でのサービスを提供した場合の加算・減算について	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の内容を踏まえ、加算に係るサービスをできる限り提供した場合は、通常に算定していた加算・減算は算定する。
8 通所型サービス事業所が、感染拡大防止の観点から、利用者の意向を確認した上で実施する電話による安否確認等の報酬算定について(休業要請・自主休業及び利用者による利用自粛のいずれも同様)	<ul style="list-style-type: none"> ・次のすべての条件を満たす場合に、通常の月額包括報酬を算定できる。 ① 地域包括支援センター等の計画作成者が、まず訪問によるサービスの必要性について、本人等の意向を踏まえて協議し、確認した上で、電話による安否確認等の必要性について協議し、利用者の意向を確認すること。 ② 電話による安否確認等について、サービス内容や費用負担について十分に説明した上で、実施について利用者の同意を得ること。 ③ 計画に位置付けた利用日に、健康状態、直近の食事内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度について、電話により確認すること。 ④ 電話で確認した事項を記録すること。 <p>(補足)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に同意を得ていることから、支援経過に必要な事項(変更内容や同意等)を記載し、サービス担当会議は不要とする。最終的に文書による同意が必要だが、サービス提供前に同意を得ていれば、文章はサービス提供後でも可。 ・加算・減算については、加算は算定可能で、減算は算定するものとする。 ただし、運動機能向上加算や口腔機能向上加算、栄養改善加算については、有資格者が訪問、電話するなど、利用者の処遇に配慮し、利用者の同意を得た上で実施すること。

* 利用者負担を考慮し、月額包括報酬から日割りへの変更や、加算を請求しないなどの配慮を妨げるものではありません。

● 臨時的取り扱いの例

① 通所型サービス及び訪問型サービスを提供する事業所が休業した場合(休業要請・自主休業)

・ 休業期間(休業開始日から休業終了日まで)を差し引いて、日割り計算します。

ただし、休業期間中に利用日がなかった場合や、代替え利用などにより、休業の影響を受けなかった場合は日割りはしません。

例) 休業した場合 休業期間 6月8日(月)～6月11日(木)

	6月7日	8	9	10	11	12	13
	日	月	火	水	木	金	土
サービス提供予定日(○)			○			○	
休業期間		←————→				利用●	

(月の総日数) - (休業日数) = (日割り算定日数)

30日 - 4日 = 26日

② 感染予防の観点から、利用者の承諾を得た上で、月途中からサービス提供回数を週2回程度から週1回程度に変更した場合(週2回超程度からの変更も同様)

・ 各サービス回数の提供期間に応じて日割り計算します。

(計画変更期間の日割り・・・回数を変更した週の利用した日から、元の回数に戻った週の最初に利用した日の前日まで)

例) 週2回から週1回への変更

	6月1日	2	3	4	5	6	
	日	月	火	水	木	金	土
サービス提供予定日(○)			○			○	
利用日(●)			●			●	
	7	8	9	10	11	12	13
	日	月	火	水	木	金	土
サービス提供予定日(○)			○			○	
利用日(●)						● ←	
	14	15	16	17	18	19	20
	日	月	火	水	木	金	土
サービス提供予定日(○)			○			○	
利用日(●)	(回数変更の日割り期間)					●	
	21	22	23	24	25	26	27
	日	月	火	水	木	金	土
サービス提供予定日(○)			○			○	
利用日(●)	→		●			●	

回数変更(週1回程度)の日割り算定日数・・・11日間 (6/12～6/22)

計画の回数(週2回程度)の日割り算定日数・・・19日間

③ 感染予防の観点から、利用者の承諾を得た上で、月途中からサービス提供をしなかった場合

- ・ 日割り計算とし、サービスを提供していない期間は請求しない。

(請求しない期間・・・サービスを提供しなかった最初の利用予定日から、利用再開日の前日まで)

例) サービスを提供しなかった場合

	6月	8	9	10	11	12	13
	日	月	火	水	木	金	土
サービス提供予定日(○)			○			○	
利用日(●)			●				
	14	15	16	17	18	19	20
	日	月	火	水	木	金	土
サービス提供予定日(○)			○			○	
利用日(●)		(請求しない期間)				●	

請求しない日数・・・7日間 (6/12～6/18)

日割りの算定日数・・・23日間